

志摩市地域防災計画改訂業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、志摩市が発注する志摩市地域防災計画改訂業務委託（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する技術提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方（以下「受託候補者」という。）を決定する方式をいう。

(手続き開始の公告)

第3条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1) 志摩市地域防災計画改訂業務委託 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

(2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

(1) 志摩市ホームページ

(2) 志摩市総務部 地域防災室窓口での閲覧

(募集要項)

第4条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目		主な内容
1	業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、業務場所、履行期間
2	見積限度額	見積限度額
3	実施型式	公募型である旨
4	参加資格要件	必要な参加資格

5	参加申込・資格審査	参加申込の方法、受付期間、参加資格審査結果など
6	企画提案書類の作成、提出方法	企画提案書類の提出方法、受付期間、注意事項など
7	審査方法及び審査内容	別紙「志摩市地域防災計画改訂業務委託 公募型プロポーザル方式審査要項（以下「審査要項」という。）」による。
8	質問及び回答	参加申込、企画提案書類・ヒアリング等に関する質問の提出方法、受付期間など
9	契約手続き等	受託候補者等の決定、審査結果の通知、契約内容の交渉など
10	書類提出先・問合せ先	書類提出先、連絡先
11	その他	提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別、提案に係る費用の負担に関する事項、提出書類の取り扱いなど
12	別紙 1	本プロポーザルの受託候補者決定までのスケジュール予定

（参加資格要件）

第 5 条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （ 1 ）令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （ 2 ）平成 28 年 6 月 1 日現在で、平成 28 年度志摩市競争入札資格者名簿に募集要項で示した対象業種（部門）で登録されていること。
- （ 3 ）志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成 20 年志摩市告示第 34 号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- （ 4 ）手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- （ 5 ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- （ 6 ）その他募集要項で示した同種業務の履行実績、配置予定技術者に関する事項等参加資格要件を満たしていること。

（失格基準）

第 6 条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- （ 1 ）募集要項に定められた同種業務の履行実績、配置技術者要件等参加資格

を満たさないとき。

- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず企画提案書及び添付様式（以下「提案書類」という。）が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提案受付期間までに提案書類が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた提案書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた提案書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

（参加申込書の提出等）

第7条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書【（実施要領）様式第1号】を提出するものとする。

2 参加申込書の提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。

3 参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、参加申込者全員に参加資格審査結果通知書【（実施要領）様式第2号】により通知する。

（参加辞退）

第8条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、プロポーザル辞退届【（実施要領）様式第3号】を志摩市総務部 地域防災室へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

2 一度提出し受理されたプロポーザル辞退届は撤回できない。

（受託候補者の決定）

第9条 志摩市地域防災計画改訂業務委託 プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、別に審査要項を定め、提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング等を行い、審査基準に基づき点数化して審査し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。

2 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員にプロポーザル審査結果通知書【（実施要領）様式第5号】により通知するものとする。

審査要項に基づく第1次審査を実施した場合は、【（実施要領）様式第4号】によりその結果を通知するものとする。

3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日（志摩市の休日を定める条例（平成16年志摩市条例第2号）第1条第

1 項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。

- 4 受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により回答しなければならない。

（審査結果の公表）

第10条 市長は、前条第1項による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて公表するものとする。

（随意契約の締結）

第11条 第9条第1項により決定された受託候補者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第9条第1項により決定された受託候補者について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

（留意事項）

第12条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- （1）参加申込、提案書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- （2）本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた提案書類に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- （3）参加受付期間以降の参加申込書、企画提案受付以降の提案書類の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、提案書類の内容を確認するため、志摩市が追加資料を求めた場合はこの限りでない。）
- （4）提案書類については、返却しない。
- （5）提案書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- （6）提案書類については、非公表とする。

（その他）

第13条 本要領に定めのない事項については、選定委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、平成28年6月17日から施行する。